

高知県救命救急センター設備整備事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県救命救急センター設備整備事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的及び補助対象事業)

第2条 県は、救急医療体制の強化を図るため、救命救急センターを持つ医療機関（以下「補助事業者」という。）が行う医療機器等の整備（以下「補助対象事業」という。）に要する経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助率及び補助対象経費)

第3条 前条に規定する補助対象事業の補助対象経費及び補助率については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 別表第1の第1欄に定める基準額と同表の第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) 前号の規定により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額に別表第1の第3欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。ただし、1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付の申請)

第4条 規則第3条第1項の補助金等交付申請書の様式は、別記第1号様式によるものとし、補助事業者は、関係書類を添えて知事に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第5条 知事は、前条の規定による申請が適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

(補助金の交付の決定の取消し)

第6条 知事は、補助事業者が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助の条件)

第7条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるものを、契約の相手方としないこと等の暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (2) 補助事業の内容等の変更（補助金額の増額又は20パーセントを超える減額をいう。）をする場合は、事前に別記第2号様式による変更承認申請書を提出して知事の承認を受けなければならないこと。
- (3) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (4) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、事前に別記第3号様式による中止（廃止）承認申請書を提出し、知事の承認を受けなければならないこと。
- (5) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。
- (6) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業の終了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。
- (7) 補助事業により取得した財産は、善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならないこと。
- (8) 補助事業により取得した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に規定する耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知事の承認を受けなければならないこと。
- (9) 前号の規定により知事の承認を得て財産を処分したことにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならないこと。
- (10) 補助金の交付を申請するに当たっては、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。)を減額して申請しなければならないこと。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。
- (11) 補助金の対象経費と重複して他の補助金等の交付を受けてはならないこと。
- (12) 県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）の滞納がないこと。
- (13) 前各号に掲げるもののほか、補助事業を遂行するために必要があると知事が認めて指示した事項

(概算払)

第8条 知事は、必要があると認める場合においては、概算払をすることができる。

2 前項の規定に基づく概算払の請求書の様式は、別記第4号様式によるものとし、関係書類を添えて知事に提出しなければならない。

(実績報告等)

第9条 規則第11条第1項の補助事業等実績報告書の様式は、別記第5号様式によるものとし、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、知事に提出しなければならない。ただし、それにより難い場合は、補助事業の完了の翌年度の4月10日までに提出しなければならない。

2 補助事業者は、第7条第10号ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合は、前項の実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 補助事業者は、第7条第10号ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合であって、第1項の実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額を別記第6号様式による消費税仕入控除税額等報告書により、速やかに知事に報告するとともに、当該金額を県に返還しなければならない。

(グリーン購入)

第10条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めなければならない。

(県内発注)

第11条 補助事業者は、補助事業の実施において県が定める「公共調達による地消地産推進戦略」に沿った県内発注に努めるものとする。

(情報の開示)

第12条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例(平成2年高知県条例第1号)に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

附 則

1 この要綱は、令和7年8月6日から施行する。

2 この要綱は、令和8年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条、第7条第6号から第9号まで、第9条第3項及び第12条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年8月27日から施行する。
- 2 この要綱は、令和9年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条、第7条第6号から第9号まで、第9条第3項及び第12条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

別表第1（第3条関係）

1 基準額	2 対象経費	3 補助率
次の（１）から（５）により算出された額の合計額とする。 （１）医療機器（（２）から（５）に掲げるものを除く。） 1 か所当たり 2 億 5,630 万円 （ただし、30 床未満の場合は、1 床当たり 847 万円を減額し、重症熱傷医療を行う場合は、1 か所当たり 4,400 万円を加算することができる。） （２）心臓病専用医療機器 1 か所当たり 62,856,000 円 （３）脳卒中専用医療機器 1 か所当たり 62,856,000 円 （４）小児救急専用医療機器 1 か所当たり 62,856,000 円 （５）重症外傷専用医療機器 1 か所当たり 62,856,000 円	救命救急センターとして必要な医療機器及び重症熱傷患者用備品等の購入に要する経費（1 品当たり 10 万円以上のものに限る。）	3 分の 2 以内
心電図受信装置 1 か所当たり 2,774,000 円	心電図受診装置の購入費	
無線装置 1 か所当たり 110 万円	「救急医療対策事業実施要綱（昭和 52 年 7 月 6 日医発第 692 号）」の第 6 により整備するドクターヘリとの通信に必要な無線装置の購入費	
ドクターカー 1 か所当たり 58,737,000 円	ドクターカー及びドクターカーに搭載する医療機器等の購入費	4 分の 3 以内

別表第2（第5条―第7条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。